

研修プログラム整備基準の新旧対照表

新	旧	備考
<p><前略></p> <p>10. 認定後の変更、<u>取消</u>及び認定辞退について</p> <p>10.1. 基幹施設の取消猶予について 途中で基幹施設の要件を満たさなくなった場合、再認定あるいは認定取り消しまで6ヶ月の猶予を与える。また、その猶予期間における研修は研修基幹施設の研修として認める。6ヶ月を超えても基幹施設の要件を満たさなかった場合、猶予期間を過ぎた時点で研修基幹施設の取消となる。なお、専攻医の継続的な研修を担保するため、同プログラムの統括責任者は、所属している専攻医を速やかに他プログラムに移動を行う。</p> <p>10.2. その他変更連絡および認定取り下げについて 認定を受けた研修プログラムについて、指導医の変更や研修連携施設が施設要件を満たさなくなった場合など、各種登録情報に変更があった場合は速やかに日本皮膚科学会に届け出を行うこと。また、研修プログラムの取り下げ（認定辞退）を行う場合には、日本皮膚科学会および日本専門医機構に認定の取り消しの申請を行うこと。なお、手続きについては、別途規定する。</p>	<p><前略></p> <p>10. 認定後の変更および認定辞退について</p> <p>認定を受けた研修プログラムについて、指導医の変更や研修連携施設が施設要件を満たさなくなった場合など、各種登録情報に変更があった場合は速やかに日本皮膚科学会に届け出を行うこと。また、研修プログラムの取り下げ（認定辞退）を行う場合には、日本皮膚科学会および日本専門医機構に認定の取り消しの申請を行うこと。なお、手続きについては、別途規定する。</p>	<p>今回、新たに追加</p> <p>既存の項目</p>